

令和4年度イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのイベントが中止されている中、市民が楽しめる「場」を確保するため、既存イベント団体等が行う新たな催しや企画に対し、イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、釧路市内でイベントを実施している市内の団体及び事業者（以下「団体等」という。）で、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 釧路市内において継続的に複数回実施した実績のある来場者10,000人以上の屋外イベントを実施する団体等であること。
- (2) 釧路市暴力団排除条例第2条に規定している暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当していないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体等ではないこと。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象事業は、次の要件を全て満たす事業とする。

- (1) 自身が釧路市内で開催する来場者10,000人以上の既存屋外イベントにおける新たな催しや企画であること。
- (2) 採択決定後から令和5年3月15日までに終了し、実績報告ができるイベントであること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に関する国等の方針や業種別のガイドライン等を遵守して実施されるイベントであること。
- (4) 企業の宣伝や営利のみを目的とするイベントではないこと。
- (5) 公序良俗に反するイベントではないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象経費は、前条に規定する事業の実施に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 新たな催しや企画以外に係る経費
- (2) 当該団体等の経常的な運営や維持管理に係る経費
- (3) 人件費（イベント当日の運営に関わるものは除く。）
- (4) 飲食費（食事、弁当、茶菓子等）
- (5) 家屋等の家賃（敷金、礼金等も含む。）
- (6) 土地の取得、造成、補償に関する経費
- (7) 物品販売に係る原材料費
- (8) 感染予防対策に係る経費
- (9) 消費税及び地方消費税

- (10) 国、道又は市から当該補助金以外の補助金等が充当されている経費もしくは充当される予定の経費
- (11) 領収書等により、補助対象者が支払ったことが明確に確認できない経費
- (12) その他、対象事業に直接関係のない経費、社会通念上適正でないと認めた経費

(補助金額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費のうち、前回実施したイベントの支出決算額の2分の1又は300万円のどちらか少ない方を上限とし、予算の範囲内で定める額とする。

2 補助金の額に、1千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の申請及び決定)

第6条 補助対象事業として採択の通知を受け、補助金の交付を受けようとする者は、所定の期日までに、イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる資料を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他関係書類

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金交付決定書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第2項の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付決定書を受けた日の翌日から起算して7日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

(補助金の概算払)

第8条 補助事業者は、補助金の概算払の交付を受けようとするときは、イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金概算払申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助対象事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

(変更等の承認事項)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金変更・中止承認申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

- (1) 対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 対象事業費を2割以上変更しようとするとき。
- (3) 対象事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金変更・中止承認決定通知書（様式5号）により、補助事業者に通知するものとする。

(事業中止における既済部分の取扱い)

第10条 天災地変や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等、補助事業者の責めに帰さない理由により、補助事業の全部又は一部が中止となった場合は、既に事業の実施に要した経費を補助対象経費とすることができる。

(事故報告等)

第11条 補助事業者は、対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は、当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、対象事業完了の日から起算して1カ月以内に、イベント活性化事業(既存イベント支援)補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。ただし、報告日は令和5年3月15日を超えることができないものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 支出内容が確認出来る書類(請求書、領収書、納品書、契約書等)
- (4) その他関係書類

2 第9条の規定により中止の承認を得た場合は、前項と同様とする。

(補助金額の確定)

第13条 前条の実績報告書の提出があったときは、市長は直ちにその内容を確認し、適合すると認めるときは、イベント活性化事業(既存イベント支援)補助金確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条の規定による確定通知書を受けた補助事業者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 当該補助金について、第8条の規定による概算払いがあるときは、補助金の精算を行うものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの(以下「処分制限財産」という。)について台帳(様式第8号)を作成し、保管状況を明らかにしなければならない。

3 補助事業者は、処分制限財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまでの期間において、本補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、

イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金取得財産の処分承認申請書（様式第9号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、市長は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（交付決定の取消等）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し又は、既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 支出された対象経費が、補助金の交付額に満たなかったとき。
- (2) 対象事業の実施が困難となり、イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金変更・中止承認申請書（様式第4号）の提出を受けたとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) 実績報告の内容が、交付申請の内容と著しく相違があったとき。
- (5) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (6) その他法令等に違反する等交付することが不相当であると認められるとき。

（関係書類の整理等）

第17条 補助事業者は、対象事業に係る収支を明らかにした証拠書類を整理し、対象事業の完了した日の属する会計年度終了後、5年間保管しておかなければならない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条第1項関係）

イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金交付申請書

令和 年 月 日

釧路市長 様

申請者 住所

団体名

氏名（代表者職氏名）

印

標記補助金の交付について、令和4年度イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

事業名	
イベント開催期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
事業実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
交付金申請額	円
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他関係書類 (団体の規約、団体名簿、イベント全体の事業計画書、収支予算書)

事業計画書

事業内容

○必ず団体名、事業名、事業目的、事業内容、事業体制、来年度以降の方向性、新型コロナウイルス感染症対策について明記してください。

※上記項目が明記されていれば任意の様式でも構いません。

収支予算書

(収入) ※新たな催しや企画に係る収入のみを記載して下さい。

単位：円

費目	予算額	内訳
イベント活性化事業(既存イベント支援)補助金		
自己資金		
合計		

(支出) ※新たな催しや企画に係る支出のみを記載して下さい。

単位：円

費目	予算額 (税抜)	消費税等 ※対象外経費	合計 (税込)	内訳	経費対象可否
小計					
合計					

様式第 2 号（第 6 条第 2 項関係）

令和 年 月 日

釧路指令第 号

住所

団体名

氏名（代表者職氏名） 様

釧路市長

印

イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金交付決定書

令和 年 月 日付で申請のあった標記の補助金につきまして、令和 4 年度イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 事業名

2 補助金額 金 円

3 補助条件

- （1）補助金は、目的以外に使用しないこと。
- （2）事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- （3）事業完了後 1 カ月以内に、実績報告書、その他必要な書類を作成し、市長に提出すること。なお、提出日は令和 5 年 3 月 15 日を超えることができないものとする。
- （4）補助条件に違反したとき若しくは不正な行為がなされたとき又はイベント活性化事業（既存イベント支援）補助金交付要綱第 16 条の規定に該当したときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

4 前項の補助条件により処分をするときは、その理由を明示した書面を交付するものとする。

5 交付を受けた者は、補助対象事業に関する書類、帳簿等を備え、事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

様式第3号（第8条第1項関係）

イベント活性化事業（既存イベント支援補助金）概算払申請書

令和 年 月 日

釧路市長 様

住所
団体名
氏名（代表者職氏名） 印

令和 年 月 日付釧観指令第 号をもって交付決定を受けた上記事業に係る補助金について、令和4年度イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、概算払を受けたいので、次のとおり申請いたします。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 事業名 | | |
| 2 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 既概算払額 | 金 | 円 |
| 4 | 今回概算払申請額 | 金 | 円 |
| 5 | 申請理由 | | |

様式第 4 号（第 9 条第 1 項関係）

イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金変更・中止承認申請書

令和 年 月 日

釧路市長 様

住所
 団体名
 氏名（代表者職氏名） 印

令和 年 月 日付釧観指令第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり事業内容を変更・中止したいので、令和 4 年度イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

事業名		
イベント開催期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
事業実施期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
事業の変更理由及び内容		
補助金	変更前（A）	円
	変更後（B）	円
	差引（B-A）	円
添付書類		(1) 事業計画書（変更前後の内容が分かるよう記載） (2) 収支予算書（変更前後の内容が分かるよう記載） (3) その他関係書類

様式第 5 号（第 9 条第 2 項関係）

釧 観 第 号
令和 年 月 日

住所
団体名
氏名（代表者職氏名） 様

釧路市長 印

イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金変更・中止承認決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった標記補助金の変更につきましては、次のとおり承認することに決定したので、令和 4 年度イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

事業名	
変更内容	
変更後の 補助対象事業費	円
既補助金 交付決定額	円
補助金変更 交付決定額	円

様式第6号（第12条第1項関係）

イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金実績報告書

令和 年 月 日

釧路市長 様

報告者 住 所
団体名
氏名(代表者職氏名) 印

令和 年 月 日付釧観指令第 号で交付決定を受けた標記補助金について、事業が完了したので、令和4年度イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき報告いたします。

記

事業名	
イベント開催期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
実施事業の事業費 (内補助対象事業費)	円 (円)
補助金交付決定額	円
補助金交付済額	円
添付資料	(1)事業報告書 (2)収支決算書 (3)支出内容が確認出来る書類（請求書、領収書、納品書、契約書等） (4)その他関係資料 ・事業の成果物（作成した印刷物、写真等） ・イベント全体の事業報告書、収支決算書

事業報告書

事業内容

○必ず団体名、事業名、事業目的、事業内容、事業体制、来年度以降の方向性、新型コロナウイルス感染症対策について明記してください。

※上記項目が明記されていれば任意の様式でも構いません。

収支決算書

(収入) ※新たな催しや企画に係る収入のみを記載して下さい。

単位：円

費目	決算額	内訳
イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金		
自己資金		
合 計		

(支出) ※新たな催しや企画に係る支出のみを記載して下さい。

単位：円

費目	決算額 (税抜)	消費税等 ※対象外経費	合計 (税込)	内訳	経費対 象可否
小 計					
合 計					

様式第7号（第13条関係）

イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金確定通知書

釧 観 第 号
令和 年 月 日

住所

団体名

氏名（代表者職氏名）

様

釧路市長

印

令和 年 月 日付で事業報告のあった標記補助金について、内容を確認し、下記のとおり確定したので、令和4年度イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金交付要綱第13条の規定に基づき通知します。

記

事業名	
補助金交付決定額	円
補助金交付確定額	円
補助金交付済額	円
今回補助金交付額	円
補助金返還額	円

様式第 8 号（第 1 5 条第 2 項関係）

取得財産等管理台帳

住所
団体名
氏名（代表者職氏名）

区分 財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得 年月日	保管場所	耐用 年数	備考

- (注) 1 対象となる取得財産は、令和 4 年度イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金交付要綱第 1 5 条第 2 項に規定する処分制限財産とする。
- 2 耐用年数欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）で定める耐用年数を記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第9号（第15条第3項関係）

イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金取得財産の処分承認申請書

令和 年 月 日

釧路市長 様

住所
団体名
氏名（代表者職氏名） 印

イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、令和4年度イベント活性化事業（既存イベント支援）補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき、申請します。

記

- 1 事業名
- 2 財産の名称
- 3 取得年月日
- 4 取得価格
- 5 時価
- 6 処分の方法
- 7 処分の理由